

# 野鳥公園基本構想検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 アイランドシティ野鳥公園基本構想の策定にあたり、市民意見や提案、専門的見地からの意見等を集約して反映させるため、野鳥公園基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、アイランドシティ野鳥公園基本構想策定に関する以下の事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 構想の基本的な在り方、主要な課題及び施策に関すること。
- (2) 構想案に関すること。
- (3) その他構想の策定に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、各分野の専門家及び市民団体の代表並びに地元代表などで組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所および会議に付する事案を委員に通知するものとする。

- 3 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### ( 検討部会 )

第5条 委員会が必要と認めるときは、専門的事項について調査検討を行うため、検討部会をおくことができる。

- 2 検討部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の協議経過および結果を委員会に報告する。
- 5 部会の運営に必要な事項は、部会長が委員会の同意を得て定める。

#### ( 委員の任期 )

第6条 委員の任期は市長への提言を行った日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### ( 庶務 )

第7条 委員会の庶務は、港湾局環境対策課において処理する。

#### ( その他 )

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

#### ( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成16年9月24日から施行する。